

監査公表第 10 号（平成 27 年 4 月 24 日、県公報第 3688 号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成 26 年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月24日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	井 本 邦 彦

26県土総第2044号
平成27年3月25日

福岡県監査委員 小串正伸 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 井本邦彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年11月10日26監総第465号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡県土整備事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
久留米県土整備事務所	工事の受託金収入において、調定遅延があった。	受託金調定一覧を作成し、所内関係部署の連携及びチェック体制を強化することで再発防止に努める。
京築県土整備事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。
	道路工事において、ブロック積工のコンクリート計上を誤り、積算過小となっていた。	設計積算にあたっては、チェックシートの活用による条件、数量の確認を徹底し、再発防止に努める。
那珂県土整備事務所	行政財産の使用許可において、使用状況の確認を行わないまま申請を達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。	未納の庁舎等維持負担金については平成27年3月に全額納入済み。今後はこのようなことが生じないように、適切な庁舎管理に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	道路工事において、U型側溝の施工単価を誤り、積算過大となっていた。	設計積算にあたっては、チェックシートを活用による条件、数量の確認を徹底し、再発防止に努める。
	河川工事において、掘削土量の数量を誤り、積算過小となっていた。	設計積算にあたっては、チェックシートを活用による条件、数量の確認を徹底し、再発防止に努める。